

京 都 大 学 発 明 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学発明規程 (平成16年達示第96号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 研究者等は、職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により<u>産官学連携本部長</u>に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、研究者等は、次の各号の一に該当する場合、職務発明等を届け出なければならない。</p> <p>(1) 本学の複数の研究者等による研究の場合において、いずれか1人の発明者が前項ただし書の規定に該当しないと判断したとき。</p> <p>(2) 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等との共同研究によるとき。</p> <p>(3) 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等からの受託研究によるとき。</p> <p>3 <u>産官学連携本部長</u>は、前2項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(権利の承継の決定及び通知)</p> <p>第4条 <u>産官学連携本部長</u>は、研究者等から前条第1項又は第2項の職務発明等の届出があったときは、本学が当該職務発明等について特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。</p> <p>2 <u>産官学連携本部長</u>は、当該研究者等に前項の決定の内容を通知しなければならない。</p> <p>(譲渡証書等の提出)</p> <p>第5条 研究者等は、前条第2項の場合において、当該特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、<u>産官学連携本部長</u>に譲渡証書その他産</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 研究者等は、職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により<u>成長戦略本部長</u>に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(同 左)</p> <p>3 <u>成長戦略本部長</u>は、前2項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知しなければならない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(権利の承継の決定及び通知)</p> <p>第4条 <u>成長戦略本部長</u>は、研究者等から前条第1項又は第2項の職務発明等の届出があったときは、本学が当該職務発明等について特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。</p> <p>2 <u>成長戦略本部長</u>は、当該研究者等に前項の決定の内容を通知しなければならない。</p> <p>(譲渡証書等の提出)</p> <p>第5条 研究者等は、前条第2項の場合において、当該特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、<u>成長戦略本部長</u>に譲渡証書その他成長</p>

改正前	改正後
<p><u>官学連携本部長</u>が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(本学と他大学等との間の研究者の異動)</p> <p>第10条 研究者等の他の大学等他機関(以下本条において「他大学等」という。)から本学への異動又は本学から他大学等への異動に伴い、職務発明等の完成に至る行為が複数の大学等に関連する場合、研究者等は、その旨<u>産官学連携本部長</u>に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>産官学連携本部</u>は、当該職務発明等に係る権利の帰属について、関連する大学等との間で協議を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(譲渡等)</p> <p>第11条 研究者等以外の個人又は法人から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学への譲渡を希望する旨の申出があったときは、<u>産官学連携本部長</u>は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究者等若しくは研究者等以外の個人又は法人等から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学からの譲渡を希望する旨の申出があったときは、<u>産官学連携本部長</u>は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を譲渡するか否かを決定する。</p> <p>第4章 不服申立</p> <p>(設置)</p> <p>第12条 本学は、この規程の適用を受ける研究者等からの不服の申出に対応するため、<u>産官学連携本部</u>に不服申立窓口を設置する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(不服申立の方法)</p> <p>第15条 前条に定めるもののほか不服申立に関し必要な事項は、<u>産官学連携本部長</u>が別に定める。</p> <p>第5章 特許権等及び特許等を受ける権</p>	<p><u>戦略本部長</u>が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(本学と他大学等との間の研究者の異動)</p> <p>第10条 研究者等の他の大学等他機関(以下本条において「他大学等」という。)から本学への異動又は本学から他大学等への異動に伴い、職務発明等の完成に至る行為が複数の大学等に関連する場合、研究者等は、その旨<u>成長戦略本部長</u>に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>成長戦略本部</u>は、当該職務発明等に係る権利の帰属について、関連する大学等との間で協議を行うものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(譲渡等)</p> <p>第11条 研究者等以外の個人又は法人から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学への譲渡を希望する旨の申出があったときは、<u>成長戦略本部長</u>は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 研究者等若しくは研究者等以外の個人又は法人等から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学からの譲渡を希望する旨の申出があったときは、<u>成長戦略本部長</u>は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を譲渡するか否かを決定する。</p> <p>第4章 不服申立</p> <p>(設置)</p> <p>第12条 本学は、この規程の適用を受ける研究者等からの不服の申出に対応するため、<u>成長戦略本部</u>に不服申立窓口を設置する。</p> <p>(不服申立の方法)</p> <p>第15条 前条に定めるもののほか不服申立に関し必要な事項は、<u>成長戦略本部長</u>が別に定める。</p> <p>第5章 特許権等及び特許等を受ける権</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">利についての実施、維持等 (権利化及び事業化等)</p> <p>第16条 第4条第1項又は第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定に基づき本学が承継すると決定した特許等を受ける権利については、<u>産官学連携本部長</u>は特許出願等を行うか否かを決定し、<u>産官学連携本部</u>は出願その他権利化に必要な手続を行うとともに、本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利に係る実施権許諾等の交渉及び契約締結を行うことにより事業化を促すものとする。この場合において、<u>産官学連携本部</u>は、技術移転機関と連携等して行うことができる。</p> <p>2 (略) (中 略) (特許権等及び特許出願等についての維持等)</p> <p>第18条 <u>産官学連携本部長</u>は、その定める一定期間経過ごとに、第6条又は第11条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許出願等の維持の可否について、発明者である研究者等の意見を聴取したうえ、決定する。</p> <p>2 発明者の退職、長期出張等により前項の規定に基づき意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が<u>産官学連携本部</u>に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。</p> <p>(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)</p> <p>第19条 第6条又は第11条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利の知的財産を巡る紛争、訴訟等については、<u>産官学連携本部</u>において、裁判等の金銭的負荷を考慮して適切に対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発明者への補償</p>	<p style="text-align: center;">利についての実施、維持等 (権利化及び事業化等)</p> <p>第16条 第4条第1項又は第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定に基づき本学が承継すると決定した特許等を受ける権利については、<u>成長戦略本部長</u>は特許出願等を行うか否かを決定し、<u>成長戦略本部</u>は出願その他権利化に必要な手続を行うとともに、本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利に係る実施権許諾等の交渉及び契約締結を行うことにより事業化を促すものとする。この場合において、<u>成長戦略本部</u>は、技術移転機関と連携等して行うことができる。</p> <p>2 (同 左) (特許権等及び特許出願等についての維持等)</p> <p>第18条 <u>成長戦略本部長</u>は、その定める一定期間経過ごとに、第6条又は第11条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許出願等の維持の可否について、発明者である研究者等の意見を聴取したうえ、決定する。</p> <p>2 発明者の退職、長期出張等により前項の規定に基づき意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が<u>成長戦略本部</u>に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。</p> <p>(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)</p> <p>第19条 第6条又は第11条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利の知的財産を巡る紛争、訴訟等については、<u>成長戦略本部</u>において、裁判等の金銭的負荷を考慮して適切に対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発明者への補償</p>

改正前	改正後
<p>(補償の種類と給付の対象者)</p> <p>第20条 発明者への補償は、実施補償とする。</p> <p>2 前項の補償は、第3条第1項の規定による届出を受け、<u>産官学連携本部長</u>が発明者と認める者に対して行う。ただし、当該補償の対象となる発明等が、第11条第2項に規定する発明等であるときは、当該発明等の譲渡を申し出た研究者等に対して行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(この規程の準用)</p> <p>第25条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ(論文・著書・報告書及び京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程(令和2年達示第45号)に定める臨床研究等データに該当するものを除く。以下同じ。)の著作物の著作権については、第2条第1号から第5号まで及び第8号並びに第3条第2項及び第4項の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、「発明等」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「特許権等及び特許等を受ける権利」とあり、「特許権等又は特許等を受ける権利」とあり、及び「特許権等若しくは特許等を受ける権利」とあるのは「著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)」と、「職務発明等」とあるのは「研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「発明者」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者(著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プロ</p>	<p>(補償の種類と給付の対象者)</p> <p>第20条 発明者への補償は、実施補償とする。</p> <p>2 前項の補償は、第3条第1項の規定による届出を受け、<u>成長戦略本部長</u>が発明者と認める者に対して行う。ただし、当該補償の対象となる発明等が、第11条第2項に規定する発明等であるときは、当該発明等の譲渡を申し出た研究者等に対して行う。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(この規程の準用)</p> <p>第25条]</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前			改正後		
<p>グラム及びデジタルコンテンツを作成した者)」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
第3条第1項	職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により産官学連携本部長に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。	<p>次の各号の一に該当する場合は産官学連携本部長に届け出ることを原則とし、該当しない場合であつて、著作権を譲渡することにより、本学において著作物の管理を望む場合は、産官学連携本部長にその旨届け出ることができる。</p> <p>(1) 創作するに当たって利用した発明等が大学に承継されたとき。</p> <p>(2) 本学の資金又は本学で管理している研究費の成果物として開発されたもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。</p> <p>(3) 本学の資金又は本学で管理している研究費で外注したもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。</p> <p>(4) 著作権法第15条の職務著作に該当するとき。</p>	第3条第1項	職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により成長戦略本部長に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。	<p>次の各号の一に該当する場合は成長戦略本部長に届け出ることを原則とし、該当しない場合であつて、著作権を譲渡することにより、本学において著作物の管理を望む場合は、成長戦略本部長にその旨届け出ることができる。</p> <p>(1) 創作するに当たって利用した発明等が大学に承継されたとき。</p> <p>(2) 本学の資金又は本学で管理している研究費の成果物として開発されたもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。</p> <p>(3) 本学の資金又は本学で管理している研究費で外注したもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。</p> <p>(4) 著作権法第15条の職務著作に該当するとき。</p>
第6条	}	(略)	第6条	}	(同左)
第22条第1項			第22条第1項		
第22条第1項			第22条第1項		

改 正 前		改 正 後	
第 2 2 条 第 1 項	(略)	第 2 2 条 第 1 項	(同 左)
(守秘義務)		(守秘義務)	
第 2 6 条 研究者等は、職務発明等に関する情報を第三者に対し、開示し、又は漏洩してはならない。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の規定により届出義務がない発明等及び同項本文の規定により届け出られたものの本学が特許等を受ける権利を承継しない旨決定した発明等については、この限りでない。		第 2 6 条 (同 左)	
2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法(昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号)第 3 0 条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を産官学連携本部長にあらかじめ報告しなければならない。		2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法(昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号)第 3 0 条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を成長戦略本部長にあらかじめ報告しなければならない。	
第 9 章 雑則 (その他の事項)		第 9 章 雑則 (その他の事項)	
第 2 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途産官学連携本部長が定める。		第 2 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途成長戦略本部長が定める。	
		附 則 (令和 6 年達示第 2 4 号)	
		1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	
		2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為については、改正後のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為とみなす。	
京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成 1 9 年達示第 5 8 号)			
(前 略)			
(申出)		(申出)	
第 5 条 研究者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ部局の長に申し出てその承認を得なければならない。		第 5 条	
(1) 外部機関に研究成果有体物を提供する場		(1) } (同 左)	

改 正 前	改 正 後
<p>合（分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。）</p>	
<p>(2) 外部機関から研究成果有体物を受け入れる場合（市販されている物を購入する場合はこの場合に含まない。）</p>	<p>(2) } (同 左)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、研究者等が、外部機関に有償で研究成果有体物を提供する場合は、あらかじめ部局の長を通じて<u>産官学連携本部長</u>に申し出て、その承認を得なければならない。 (中 略) (提供及び受入れの禁止)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、研究者等が、外部機関に有償で研究成果有体物を提供する場合は、あらかじめ部局の長を通じて<u>成長戦略本部長</u>に申し出て、その承認を得なければならない。 (提供及び受入れの禁止)</p>
<p>第8条 研究者等は、研究成果有体物が次の各号の一に該当する場合は、これを外部機関に提供し、又は提供を受けてはならない。</p>	<p>第8条 }</p>
<p>(1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）その他の関係法令、生物多様性条約その他の条約及び国の定める倫理指針等に違反する場合</p>	<p>(1) } (同 左)</p>
<p>(2) 本学の規程・規則等に違反する場合</p>	<p>(2)</p>
<p>(3) 本学又は研究者等を当事者とする外部機関との契約において第三者に提供すること又は第三者から提供を受けることが禁止されている場合</p>	<p>(3)</p>
<p>(4) 個人の情報が特定され得る場合</p>	<p>(4) }</p>
<p>(5) その他<u>産官学連携本部長</u>が提供又は受入れを禁止した場合</p>	<p>(5) その他<u>成長戦略本部長</u>が提供又は受入れを禁止した場合</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第6章 雑則</p>	<p>第6章 雑則</p>
<p>第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途<u>産官学連携本部長</u>が定める。</p>	<p>第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途<u>成長戦略本部長</u>が定める。</p>
<p>附 則（令和6年達示第24号）</p>	<p>附 則（令和6年達示第24号）</p>
<p>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為については、改正後のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為とみなす。</p>	<p>2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為については、改正後のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為とみなす。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程 (令和2年達示第45号)</p> <p>(前 略) (外部機関への利用許諾)</p> <p>第3条 研究者等は、臨床研究等データの外部機関への利用許諾を行おうとするときは、あらかじめ所属部局の長に申し出て、その承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、研究者等が外部機関に有償で利用許諾を行う場合は、あらかじめ部局の長を通じて<u>産官学連携本部長</u>に申し出て、その承認を得なければならない。</p> <p>5 部局の長は、前項の申出に当たっては、当該研究者等の意見を聴取し、その結果を<u>産官学連携本部長</u>に報告するものとする。</p> <p>6 (略) (中 略) (雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関し必要な事項は、別途<u>産官学連携本部長</u>が定める。</p>	<p style="text-align: center;">(外部機関への利用許諾)</p> <p>第3条 } } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、研究者等が外部機関に有償で利用許諾を行う場合は、あらかじめ部局の長を通じて<u>成長戦略本部長</u>に申し出て、その承認を得なければならない。</p> <p>5 部局の長は、前項の申出に当たっては、当該研究者等の意見を聴取し、その結果を<u>成長戦略本部長</u>に報告するものとする。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関し必要な事項は、別途<u>成長戦略本部長</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第24号)</p> <p>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日前に、改正前のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為については、改正後のそれぞれの規程の規定によりされた届出、申出、決定、承認その他行為とみなす。</p>